

# 平成 24 年第 11 回教育委員会定例会記録

平成 24 年 6 月 27 日（水）

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日 時 平成 24 年 6 月 27 日 (水) 午後 2 時 00 分～午後 2 時 15 分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 確之助 職務代理者 宮坂 公夫  
委員 田中 奈那子 委員 對馬 初音  
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 吉田 順之 教育改部 長 玉山 雅夫  
生涯学習スポーツ 担当部長 本橋 正敏 中央図書館長 武笠 茂  
教育委員会 事務局 参事 田中 哲 庶務課長 北風 進  
教育企画課長 筒井 鉄也 学務課長 日暮 修通  
特別支援 教育課長 末久 秀子 学校支援課長 青木 則昭  
学校整備課長 喜多川 和美 生涯学習 推進課長 濱 美奈子  
済美教育センター 所長 田中 稔 済美教育センター 統括指導主事 飯塚 善行  
済美教育センター 統括指導主事 出町 桜一郎 特命事項担当副参事 (子供園担当副参事) 正田 智枝子  
特命事項担当副参事 (子供園担当副参事) 寺井 茂樹

事務局職員 庶務係長 井上 廣行 法規担当係長 岩田 晃司  
担当書記 島崎 和也

傍聴者数 2名

## 会議に付した事件

### (議案)

議案第 57 号 杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正する規則

議案第 58 号 杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

### (報告事項)

(1) 学校運営協議会委員の任命について

(2) 地域運営学校（コミュニティ・スクール）の指定校の内定について

(3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

(4) 平成 24 年度特別支援教育教科用図書採択事務について

## 目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
議案	
議案第 57 号 杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正する規則	10
議案第 58 号 杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則	4
報告事項	
(1) 学校運営協議会委員の任命について	5
(2) 地域運営学校（コミュニティ・スクール）の指定校の内定について	6
(3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	6
(4) 平成 24 年度特別支援教育教科用図書採択事務について	8

**委員長** ただいまから、平成 24 年第 11 回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録署名委員は、田中委員にお願いいたします。

それでは、本日の議事にはいります。議事日程はご案内のとおり、議案が 2 件、報告事項が 4 件となっております。

日程第 1 議案第 57 号は、区長からの協議案件で、意思形成過程上の案件となりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 13 条により、会議を非公開にしたいと思いますが、いかがですか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がないようですから、日程 1、第 57 号は、非公開とし、報告事項の聴取の後に審議することにいたします。

それでは、議案の審議にはいります。

日程第 2、議案第 58 号「杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を上程し審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは議案第 58 号につきまして、ご説明を申し上げます。

本年 4 月 1 日に児童手当法の一部を改正する法律が施行されましたことによりまして、児童手当の認定及び支給に関する権限を区教育委員会に委任することを規定しました東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部が改正されましたことに伴いまして、規定を整備するものでございます。

議案 3 枚目でございます、新旧対照表 1 ページをご覧ください。

第 2 条第 1 項第 5 号において引用する児童手当法の条項を改めるほか、附則第 2 項で規定します平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の準用規定を削るものでございます。

議案にお戻りいただきまして、最後に附則でございますが、施行期日を公布の日とするほか、附則第 2 項におきまして、平成 23 年度における子ども手当の認定及び支給に係る事務につきましては、この規則の改正後の規定にかかわらず、従前の例によることとする経過措置を設けてご

ざいます。

以上で説明終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

**委員長** ただいまのご説明についてご質問、ご意見ございましょうか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声)

**委員長** それでは、ご異議がなければ、このまま可決します。それでは、異議がありませんので、議案第 58 号は原案のとおり可決いたしました。どうもありがとうございます。

続きまして、日程第 3、報告事項の聴取を行います。

「学校運営協議会委員の任命について」の説明を庶務課長からお願いします。

**庶務課長** 学校支援課長が欠席でございますので、代わりまして庶務課長から報告をさせていただきます。

学校運営協議会委員の任命についてでございます。

今回、任命いたしますのは 6 名でございます。

この内、下から 2 番目の沓掛小学校、遠藤常二郎氏につきましては、沓掛小学校の委員の補充ということでございまして、新規に任命するものでございます。他の 5 名につきましては、任期満了に伴います再任でございます。任命期間等については記載のとおりでございます。

以上でございます。

**委員長** ただいまのご説明について何かご質問、ご意見ございましょうか。よろしゅうございますか。

どうぞ。

**田中委員** 遠藤委員だけ半年なんですね、任期は。

**庶務課長** 学校運営協議会の期間が 12 月に終わりますので、そこでまた委員の任期が切れるということです。

**田中委員** 再任になるということですね。

**庶務課長** はい。

**委員長** 再任になるかどうかは別として。

**庶務課長** そうですね。そこで一旦、任期が切れるということです。

**田中委員** 半年でも終わりなんですね。

**委員長** そこから新しい期間にはいるということです。よろしゅうございますか。

(「なし」の声)

**委員長** それではこれ、ありがとうございました。

次に「地域運営学校（コミュニティ・スクール）の指定校の内定について」の説明をこれも庶務課長からお願いします。

**庶務課長** 庶務課長から説明いたします。地域運営学校、いわゆるコミュニティ・スクールの指定校の内定につきましてご報告をいたします。

現在 18 校におきまして、地域運営学校を運営してございます。

今回 19 校目でございます。中瀬中学校を指定するものでございます。ちなみに、教育ビジョン推進計画の目標値でございますけれども、平成 24 年のうちに 20 校を目標としてございます。

内定の理由でございますけれども、学校支援本部が設置されてございまして、学校と地域・保護者との関係が良好であり、コミュニティ・スクールの設置の機運が高まっているということから今回、新たに設置をするものでございます。

今後の予定等については記載のとおりでございます。

以上でございます。

**委員長** どうもありがとうございました。何かご質問、ご意見ございますか。

(「なし」の声)

**委員長** それでは、これで結構でございます。どうもありがとうございました。

次は、「杉並区教育員会共催・後援名義使用承認について」の説明を生涯学習推進課長からお願いいたします。

**生涯学習推進課長** 私からは「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」ご報告いたします。

平成 24 年 5 月分の使用承認一覧は、記載のとおりになりまして、合計で 38 件でございました。

内訳としましては、定例のものが 35 件、新規のものが 3 件でございました。

なお、共催が 18 件、後援名義は 20 件というような内訳にもなっております。

累計としまして、4 月が 41 件、あわせて 4 月・5 月分が 79 件となっております。なお、その下に前年度 4 月というふうに書いてございます。この場で申し訳ございませんが、こちらは前年度の 4 月・5 月分、2 カ月分で 80 件というような数字になっておりますので、申し訳ございません。訂正いただけましたらと存じます。

なお、ページをめくらせていただきまして、次の方に一覧になってございますが、新規だけ簡単にご説明させていただけたらと思います。

まず、生涯学習推進課の方で新規が 3 件ございました。

内訳としましては、こちら 1 番に記載がありますが、後援名義としまして、「東京都私立中学校高等学校協会第九支部」から「第 60 回第九支部親睦音楽会」の承認がございました。

もう 1 件は、その下の記載になります、社会教育センター分になりますが、新規でこちら共催でございます。「にほんご教室すぎなみの会」の「にほんご教室」をセッション杉並で実施するものでございます。

なお、この社会教育センター分の今の、「にほんご教室」と 1 番に記載のと、あと 2 番の定例の分のこちらの 2 件ですが、右側を見ていただければと思いますが、4 月分の承認でございまして、こちら前回の報告漏れですので、今回、改めてご報告をさせていただいたもので、こちらについてもご報告が前月漏れまして申し訳ありませんでした。

なお、もう 1 ページめくっていただきまして、続きまして、社会教育センター分として、7 番目になりますが、新規で後援名義でございます。

「どきどきハート」、事業名としましては「思春期を迎える前に、今、親が考えておくこと」というような、こちらは話し合いの場の提供というような事業内容でございますが、こちらはセッション杉並で実施するというようなものが承認をされております。

私からは以上になります。

**委員長** ただいまのご説明について、なにかご意見、ご質問ございませうか。よろしゅうございますか。

私からは、1 ページ 1 番上、新規の分です。東京私立中高学。これは



開催期間が 26 年 1 月 26 日になっておりますが、そうなんですか。こんなに先のことが決まるんですか。

**生涯学習推進課長** 申請書では、2014 年 1 月 26 日。ですから平成 26 年 1 月 26 日になってございます。場所が杉並公会堂です。

**委員長** なかなか取れないので。

**生涯学習推進課長** 取れなくて。結構早目に場所をとるということで、承認も同じく早目に出されたものと考えております。

**委員長** ちょっといいですか。これとは外れますけれども、杉並公会堂って、大体どれくらい前から受け付けるんですか。

**生涯学習推進課長** えーと、すみません。ちょっと……。

**庶務課長** コンサートなんかでやるんですと、もう 1 年以上前からとらないととれないようになっていきます。

**委員長** わかりました。ありがとうございます。

それでは、これでよろしゅうございますか。

(「なし」の声)

**委員長** ありがとうございます。

**生涯学習推進課長** ありがとうございます。

**委員長** それではその次です。4 番目の「平成 24 年度特別支援教育教科用図書の採択事務について」の説明を済美教育センター所長からお願いいたします。

**済美教育センター所長** では、私から平成 24 年度特別支援教育教科用図書の採択事務、主にその流れについてご報告いたします。

配付いたしました資料をご覧ください。

学校教育法附則第 9 条の規定による、特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等によって、使用する年度の前年度の 8 月 31 日までに採択を行なわなければならないことになっております。

まず 7 月初旬に規則要項に基づき、区立特別支援学校及び特別支援学級設置校の校長、副校長、主幹教諭、教諭から組織されます特別支援教育教科用図書調査委員会を設置するとともに、特別支援学校及び特別支

援学級からの調査結果に基づき、調査・研究を行い、採択に必要な調査結果をまとめ、7月下旬をめどに調査委員長から教育委員会に報告を行うこととなっております。

なお、済美養護学校と各特別支援学級設置校における調査・研究につきましては、本年度におきましても、7月中旬までに東京都からの調査研究資料を参考に児童・生徒の実態等を考慮し、各学校で次年度使用する予定の教科書の調査・研究を進め、調査委員会に報告いたします。

教育委員会による採択は中学校教科用図書と同様、関係法令によって8月31日までに行うこととなっております。

ここまでの流れにつきましては、昨年度の特別支援教育教科用図書の採択事務と同じ流れでございます。

事務局であります済美教育センターとしましては、適正な教科書採択を行うよう、調査委員会や学校調査の運営事務に努めてまいります。

私からの報告は以上とさせていただきます。

**委員長** どうもありがとうございました。ご質問、ご意見ございましたか。

(「なし」の声)

**委員長** これも例年やっておりますので、大体わかります。どうもありがとうございました。

それでは以上で報告も終わりました、後は非公開となりますので、傍聴者の方は恐れいたしますが、よろしくお願いいたします。

**庶務課長** その前に日程の報告を。

**委員長** 日程の報告やりますか。

**庶務課長** はい。次回の日程でございますので、非公開となる前にご報告します。

次回でございますけれど、7月11日水曜日、午後2時からとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それから先ほどのご質問で、優先使用の場合、公会堂18カ月前からだそうです。

**委員長** 18カ月。ありがとうございます。

それでは、傍聴の方、よろしくお願いいたします。

(傍聴人退出)

**委員長** いいでしょうか。

それでは、日程第1、議案第57号「杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。庶務課長から説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、議案第57号につきまして、ご説明を申し上げます。

現在、外国人住民につきましては住民基本台帳法の適用対象外とされているため、子供園の入園申請の審査等に当たりましては、外国人登録情報により、居住関係等の確認を行っているところでございます。

平成24年7月9日から外国人登録法が廃止されまして、外国人登録制度が廃止されるとともに、住民基本台帳法の一部が改正され、外国人住民を同法の適用対象に加えることとされたことから、外国人住民につきましても、住民基本台帳情報により居住関係等を確認することとなりました。

このことに伴いまして、所要の規定の整備を図る必要があるため、杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正するに当たり、同規則第19条の規定に基づき、杉並区長から協議がなされたのでございます。

改正の内容でございますが、議案の3枚目以降の資料をご覧ください。

子供園入園申請書等の様式におきまして、申請者の同意事項から外国人登録情報を利用することを削るほか、必要な規定の整備を行うものでございます。

最後に施行期日でございますが、平成24年7月9日からとしてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

**委員長** ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございませうか。

(「なし」の声)

**委員長** 法令改正に基づくものでございますので、そのとおりでございます。

**庶務課長** ありがとうございます。

**委員長** このまま、原案のとおり可決してよろしゅうございませうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** それでは異議がありませんので、原案のとおり可決いたします。  
どうもありがとうございました。

それでは本日の議事は全て終了いたしましたので、これで閉会といたします。どうもありがとうございました。